

令和元年第1回豊頃町議会臨時会会議録

令和元年5月13日（月曜日）

◎議事日程

日 程 第 1		仮議席の指定
日 程 第 2		会議録署名議員の指名
日 程 第 3	選 挙 第 1 号	議長の選挙
追加日程第 1		会期の決定
追加日程第 2	選 挙 第 2 号	副議長の選挙
追加日程第 3		議席の指定
追加日程第 4		常任委員の選任
追加日程第 4 の 2		会議録署名議員の追加指名
追加日程第 5		議会運営委員の選任
追加日程第 5 の 2		議会広報特別委員会設置に関する決議
追加日程第 6	選 挙 第 3 号	とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
追加日程第 7	選 挙 第 4 号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
追加日程第 8	同意案第 1 号	豊頃町監査委員の選任
追加日程第 9	承 認 第 3 号	専決処分の承認（平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第9号））
追加日程第 10	承 認 第 4 号	専決処分の承認（平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第10号））
追加日程第 11	議 案 第 2 1 号	豊頃町税条例等の一部改正
追加日程第 12	議 案 第 2 2 号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
追加日程第 13	議 案 第 2 3 号	物品の取得
追加日程第 14		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

◎出席議員（9名）

1番 石 田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂 口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉 野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君
9番 藤 田 博 規 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮	口	孝	君		
副	町	長	菅	原	裕	一	君
教	育	長	山	本	芳	博	君
農業委員会	長	井	下	睦	男	君	
代表監査委員	員	山	口	浩	司	君	
総務課	長	下	重	博	光	君	
企画課	長	山	田	良	則	君	
住民課	長	佐	藤	則	仁	君	
福祉課	長	千	葉	孝	二	君	
子育て支援所	長	廣	澤	行	位	君	
産業課	長	神	義	宏	君		
商工観光課	長	岩	城	光	洋	君	
施設課	長	越	谷	光	裕	君	
会計管理者		熊	谷	雅	美	君	
農業委員会事務局長		渡	辺	良	英	君	
教育委員会教育課長		二	村	比	呂	志	君
消防署長		波	多	野	明	君	

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸	君
庶務係長	沢崎真司	君

午前10時00分 開会

◎ 臨時議長の紹介

- 中川事務局長 議会事務局長の中川です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日、出席議員の中で最年長は、大崎英樹議員です。大崎議員は、議長席にお座りください。

◎ 臨時議長挨拶

- 大崎臨時議長 ただいま御紹介いただきました大崎でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまで、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

◎ 開会宣告

- 大崎臨時議長 ただいまから、令和元年第1回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 大崎臨時議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 仮議席の指定

- 大崎臨時議長 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席にします。

◎ 会議録署名議員の指名

- 大崎臨時議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番中村純也議員を指名します。

◎ 選挙第1号

- 大崎臨時議長 日程第3 選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

●大崎臨時議長 ただいまの出席議員数は 9 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に石田貢議員及び中村純也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●大崎臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

●大崎臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●大崎臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

●中川事務局長 1 番石田貢議員。2 番中村純也議員。3 番小笠原茂人議員。4 番坂口尚示議員。5 番岩井明議員。6 番杉野好行議員。7 番藤田博規議員。9 番大谷友則議員。8 番大崎英樹議員。

●大崎臨時議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

●大崎臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

石田貢議員及び中村純也議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(石田貢議員及び中村純也議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●大崎臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 9 票、無効投票、なし。

有効投票のうち、藤田博規議員 7 票、大谷友則議員 2 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、藤田博規議員が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

●大崎臨時議長 ただいま議長に当選されました藤田博規議員が、議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 議長当選の承諾及び就任の挨拶

●大崎臨時議長 議長に当選されました藤田博規議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

●藤田議員 ただいま、議長の選挙におきまして、豊頃町議会議長の重責をお受けすることになりました。

私にとりまして、誠に光栄の至りでありますけれども、その責任の重さを痛感しているところであります。

もとより、浅学非才ではありますが、誠意を尽くして事に当たり、公平を旨として議会の円滑なる運営を図り、町民の負託に答えるべき執行部とともに豊頃町の発展と豊かなまちづくりに、最善の努力をいたす所存であります。

ここに、議員各位の一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

●大崎臨時議長 これで、臨時議長の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。藤田博規議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

(臨時議長は自席に戻り、議長は議長席に着席)

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 会期の決定

●藤田議長 追加日程第1 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定しました。

◎ 選挙第2号

- 藤田議長 追加日程第2 選挙第2号副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。
(議場閉鎖)
- 藤田議長 ただいまの出席議員数は9人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に石田貢議員及び中村純也議員を指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

- 藤田議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(なし)
- 藤田議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
(投票箱の点検)

- 藤田議長 異状なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

- 点呼を命じます。
- 中川事務局長 1番石田貢議員。2番中村純也議員。3番小笠原茂人議員。4番坂口尚示議員。5番岩井明議員。6番杉野好行議員。8番大崎英樹議員。9番大谷友則議員。7番藤田博規議員。

- 藤田議長 投票漏れはありませんか。
(なし)
- 藤田議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

これから、開票を行います。

石田貢議員及び中村純也議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(石田貢議員及び中村純也議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●藤田議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 9 票、無効投票は、なしです。

有効投票のうち、中村純也議員 6 票、杉野好行議員 1 票、大崎英樹議員 1 票、大谷友則議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、中村純也議員が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場出入り口の開錠)

◎ 当選の告知

●藤田議長 ただいま副議長に当選されました中村純也議員が、議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◎ 副議長当選の承諾及び就任の挨拶

●藤田議長 副議長に当選されました中村純也議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

●中村議員 ただいま、選挙において、副議長に選任していただきました。

私にとっては、大変身に余る光栄であり、また、身の引き締まる思いであります。

微力ではありますが、議長の命を受け、議会を円滑に進めるとともに、町が抱える諸問題に対し、町民とともに考え、町民とともに行動し、豊頃町発展のために努力してまいりたいと思っております。

皆様方の御指導と御協力をお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 町長の挨拶

●藤田議長 ただいま町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

●宮口町長　ただいま、議長のお許しをいただききまで、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの豊頃町議会議員の選挙におきまして、御当選の栄を浴されました議員各位には、心からお喜びを申し上げます。

また、ただいまは、議長に藤田氏、副議長に中村氏が就任され、新体制のもと議会活動がスタートされますが、私から申し上げるまでもなく、議会と行政は、立場は異なりますが独立自尊であります。ともに我が町の発展と町民の暮らしを守るなど果たす使命は運命共同体であります。

今、本町は多くの課題を抱え厳しい環境ではありますが、議員各位には議会の持つ機能を生かされ、豊かな見識を持って論議を交わされ、未来ある豊頃町の構築のために、さらなる御指導、御協力をお願い申し上げる次第であります。

結びになりますが、議員各位のますますの御健勝と御活躍を念じ申し上げ、簡単措辞ですけれども、御挨拶にかえさせていただきます。

終わります。

●藤田議長　しばらく休憩します。

午前10時45分　休憩

午前10時55分　再開

●藤田議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議席の指定

●藤田議長　追加日程第3　議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長　議席番号1番、石田貢議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番岩井明議員。5番杉野好行議員。6番大崎英樹議員。7番大谷友則議員。8番中村純也議員。9番藤田博規議員。

以上です。

●藤田議長　ただいま朗読しましたとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定しました議席にお着き願います。

しばらく休憩します。

午前10時56分　休憩

午前11時35分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 常任委員の選任

●藤田議長 追加日程第4 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員に藤田博規議員、大崎英樹議員、杉野好行議員、岩井明議員、小笠原茂人議員、石田貢議員。産業厚生常任委員には藤田博規議員、中村純也議員、大谷友則議員、岩井明議員、坂口尚示議員、石田貢議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

◎ 会議録署名議員の追加指名を日程に追加する件

●藤田議長 お諮りします。

ここで、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第4の2としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、追加日程第4の2とすることに決定しました。

◎ 会議録署名議員の追加指名

●藤田議長 追加日程第4の2 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員として、2番小笠原茂人議員を追加指名します。

議事の都合により、副議長と交替します。

暫時休憩します。

(休憩中に議長は9番議席に着席、議長席に副議長が着席)

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

●中村副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議長の常任委員辞任

●中村副議長 議長の常任委員辞任についてを議題とします。

議長は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので退場を求めます。

(藤田議長退場)

総務文教常任委員及び産業厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際ににおける裁決権など、議長固有の権限を有していることを考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適當ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員及び産業厚生常任委員を辞任したいとするものです。

お諮りします。

議長からの申し出のとおり、常任委員の辞任について許可することに御異議ございませんか。

(異議なし)

●中村副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員及び産業厚生常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

議長の常任委員辞任の件が終了しましたので、議長と交替します。

暫時休憩します。

(休憩中に副議長は自席に戻り、議長は入場し議長席に着席)

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、しばらく休憩をします。

休憩中に、各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選を行ってください。

昼食を含めて、午後1時に再開したいと思います。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

午後 1時00分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 会議を再開します。

◎ 常任委員長の互選

●藤田議長 諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に小笠原茂人議員、副委員長に石田貢議員。

産業厚生常任委員会の委員長に坂口尚示議員、副委員長に岩井明議員を、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議会運営委員の選任

●藤田議長 追加日程第5 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、大崎英樹議員、岩井明議員、坂口尚示議員、小笠原茂人議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時35分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

●藤田議長 会議を再開します。

◎ 議会運営委員長の互選

●藤田議長 諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

議会運営委員会の委員長に大崎英樹議員、副委員長に岩井明議員を、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議会広報特別委員会設置に関する決議を日程に追加する件

●藤田議長 お諮りします。

先ほど、大崎議員外3人から、議会広報特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第5の2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会設置に関する決議を日程に追加し、追加日程第5の2とし、議題とすることに決定しました。

◎ 議会広報特別委員会設置に関する決議

●藤田議長 追加日程第5の2 発議第2号議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 発議第2号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹、賛成者、豊頃町議会議員岩井明、同上坂口尚示、同上小笠原茂人。

議会広報特別委員会設置に関する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。議会広報特別委員会。

- 2、設置の根拠。地方自治法第109条及び豊頃町議会委員会条例第5条。
- 3、目的。本町議会の内容等を広く町民に知らしめるための調査研究及び議会広報発行のため。
- 4、委員の定数。4人。
- 5、設置の期間。本特別委員会は、調査が終了するまで閉会中においても継続して調査できるものとする。
- 6、広報の発行。年4回定例会ごとに発行するものとする。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。
これから、発議第2号を採決します。
お諮りします。
大崎議員外3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することに御異議ありませんか。
(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

午後 1時41分 休憩
午後 1時42分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議会広報特別委員の選任

●藤田議長 お諮りします。
ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、大谷友則議員、杉野好行議員、岩井明議員、石田貢議員。
以上のとおり指名したいと思います。
御異議ありませんか。
(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4人の議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩中に、議会広報特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

午後 1時43分 休憩

午後 1時55分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議会広報特別委員長の互選

●藤田議長 諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長に大谷友則議員、副委員長に杉野好行議員を、以上とのおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 選挙第3号から選挙第4号

●藤田議長 追加日程第6 選挙第3号とかち広域消防事務組合議会議員の選挙について及び追加日程第7 選挙第4号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙についてを、一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名推選することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時58分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 選挙第3号とかち広域消防事務組合議会議員に、私、議長の藤田を、追加日程第7 選挙第4号十勝圏複合事務組合議会議員に、私、議長の藤田博規をそれぞれ指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました議員を、それぞれの一部事務組合議会の議員の当選人と決定することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました議員を、それぞれの一部事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

◎ 当選の告知

●藤田議長 ただいま、とかち広域消防事務組合議会議員及び十勝圏複合事務組合議会議員に、それぞれ当選された議員が議場におります。

本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 同意案第1号

●藤田議長 追加日程第8 同意案第1号豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

石田貢議員は、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(石田議員退場)

●藤田議長 本件について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

次の者を豊頃町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。住所は豊頃町中央新町11番地。氏名は石田貢であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、質疑及び討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩中に石田議員は入場し、議席に着席)

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 承認第3号

●藤田議長 追加日程第9 承認第3号専決処分の承認を求めるについて議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書21ページをごらんください。

承認第3号専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

本件は、畑作構造転換事業補助金の確定等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月18日に、平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成30年度一般会計補正予算書（第9号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,880万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明します。

10ページをお開き願います。歳出について御説明します。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費に畑作構造転換補助金2,168万1,000円を追加。3項林業費において、1目林業総務費に公課費1万3,000円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1万3,000円を追加。

14款道支出金、2項道補助金に2,168万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 専決予算ですので、内容だけ確認をさせていただきたいと思います。

10ページ、第5款農林水産業費で、自動車重量税の、この公課費が1万3,000円、少ない額なのですから追加されますが、3月の定例会時の補正予算に計上できなかったのかどうなのか。この時期、専決予算で追加補正がされるのは、いかがなものかなと思いますけれども、何か理由があればお知らせいただきたいと思います。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 お答えいたします。

この時期に補正するに至った経緯は、新規登録があってから、林政係の車両のほうが13年経過した車両のため重課の対象であったということで、不足額について今回補正したものですが、車検の時期が遅かったものですから、見積もりはとっていたのですけれども、不足という部分について確認がとれていなかつたということで、行き届かなかつた部分について大変申し訳なく思っております。申し訳ありませんでした。

今後については、事務執行に当たっては十分確認に努めたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

◎ 承認第4号

●藤田議長 追加日程第10 承認第4号専決処分の承認を求めるについて議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書23ページをごらんください。

承認第4号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

本件は、地方譲与税、利子割交付金ほか各歳入額がおおむね確定したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月28日に、平成30年度豊岡町一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第10号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,990万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明いたします。

14ページをお開き願います。歳出について御説明します。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に基金積立金710万6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、4目道営事業費から道営農地整備事業負担金601万円を減額。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税から13万6,000円を減額し、2項地方揮発油譲与税に74万3,000円を追加。

3款利子割交付金に19万6,000円を追加。

4款配当割交付金に20万3,000円を追加。

5款株式等譲渡所得割交付金に4,000円を追加。

6款地方消費税交付金に230万8,000円を追加。

10ページ、7款自動車取得税交付金に88万2,000円を追加。

8款地方特例交付金に35万3,000円を追加。

9款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて4,594万2,000円を追加。

10款交通安全対策特別交付金から1万7,000円を減額。

11款分担金及び負担金、1項分担金から道営負担事業分561万7,000円を減額。

16款寄附金にふるさと振興寄附金623万5,000円を追加。

12ページ、17款繰入金から財政調整基金繰入金5,000万円を減額するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願ひいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 追加日程第11 議案第21号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案第21号豊頃町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙、議案説明書により御説明いたします。令和元年第1回豊頃町議会臨時会議案説明書、1ページ、説明第1号をお開きください。

初めに、改正の趣旨でありますが、本案につきましては、本年度の税制改正におきまして、10月からの消費税率引上げに際し需要変動の平準化の観点から、所得税及び個人住民税の住宅ローン控除の適用期間延長及び軽自動車を含む自動車税の恒久的な税率引下げの軽減措置等、地方税法の一部を改正する法律、平成31年法律第2号等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。また、新元号への変更に伴い、改元日以降についての年度及び年月日の元号表記を令和に改めるものであります。

次に、主な改正内容につきまして、第1条関係分から適用期日順に御説明いたします。

まず初めに、附則第7条の3の2の改正は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除に関するもので、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年間延長し、所得税から控除しきれない額をこれまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

次に、附則第10条の3第4項の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額に関するもので、高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋所有者が、事業実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税を最初の5年間減額する措置を新たに追加するものであります。

次に、附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例に関するもので、軽自動車税のグリーン化特例のうち、新車新規登録から13年経過した三輪以上の軽自動車に上乗せする税率を令和元年度に限ったものに改めるものであります。なお、軽自動車税につきましては、平成31年4月1日から3段階で改正するものであります。

以上の適用期日は、平成31年4月1日であります。

次に、第34条の7及び附則第7条の4の改正は、ふるさと納税制度の見直しに関するもので、ふるさと納税、特例控除の対象となる寄附金は、一定の基準に適合する地方団体として総務大臣が指定する団体に対する寄附金とするものであります。

次に、附則第9条及び附則第9条の2の改正は、寄付金控除額に係る申告の特例等に関するもので、ふるさと納税制度の見直しに伴い、申告特例、いわゆるワンストップ特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものであります。

以上の適用年月日は、令和元年6月1日であります。

次に、2ページ。第2条関係分の改正についてであります。

附則第15条の2及び附則第15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減に関するもので、消費税率引上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用軽自動車に限り、燃費基準の達成区分により環境性能割の税率を非課税または1%分軽減するものであります。

次に、附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関するもので、平成31年4月1日から3段階で改正するうちの2段階目の改正であります。改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例のうち、新車新規登録から14年を経過した三輪以上の軽自動車に対しては税率を上乗せし、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両については、当該翌年度の軽自動車税の種別割に限り、車種区分に応じて税率を軽減するものであります。

以上の適用期日は、令和元年10月1日からであります。

次に、第36条の2の改正は、給与所得者等の町民税の申告書の簡素化に関するもので、給与又は公的年金等の所得者で前年中に給与所得又は公的年金等の所得以外の所得を有しなかった者が町民税の申告をする場合の申告書記載事項を簡素化するというものであります。

次に、第36条の3の2第1項及び第36条の3の3の改正は、個人町民税に係る扶養親族申告書に関するもので、給与所得者及び公的年金等受給者に係る単身児童扶養者の扶養親族申告書について記載事項を追加するものであります。

以上の適用期日は、令和2年1月1日であります。

次に、第3条関係分の改正についてであります。

第24条第1項の改正は、個人町民税の非課税の範囲に関するもので、婚姻状態にないことを確認した上で、前年の合計所得が135万円以下の児童扶養手当を受給するひとり親については、個人住民税を非課税とするものであります。この適用期日は、令和3年1月1日であります。

次に、附則第16条の改正については、軽自動車税の種別割の税率の特例に関するもので、平成31年4月から3段階で改正するうちの3段階目の改正であります。改正内容は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両については、当該翌年度の軽自動車税の種別割に限り、税率を軽減するものでありますが、この対象車両につきましては、自家用の電気自動車、燃料電池自動車及び天然ガス自動車に限り適用されるものであります。この適用期日は、令和3年4月1日であります。

次に、3ページ。第4条関係分は、平成29年条例第4号、税条例の一部を改正す

る条例の一部を改正するもので、附則第15条の6第2項及び附則第16条第1項の改正については、ただいま御説明いたしました第1条関係分から第3条関係分に係る軽自動車税の環境性能割の税率の特例及び種別割の税率の特例の改正に合わせ、規定を整備するものであります。この適用期日は、平成31年4月1日であります。

次に、第5条関係分は、平成30年条例第16号、税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、第48条第13項から第17項の改正は、法人町民税の申告納付について、資本金額1億円を超える大法人に対する電子申告義務化に係る緩和措置を追加するものであります。

次に、附則第1条第1項第5号及び附則第2条第4項の改正は、この緩和措置の追加に合わせ、規定を整備するものであります。

以上の適用期日は、平成31年4月1日であります。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条から第4条には町民税に関する経過措置を、第5条には固定資産税に関する経過措置を、第6条から第8条には軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

なお、議案書の13ページ、13ページの中ほどに附則第2条第3項の表を掲載しております。この附則第2条第3項の表中、附則第9条の2、送付の欄の右の欄、2行目括弧内の条例番号が空欄となっておりますのは、今回の条例改正案の議決後に番号が決定されるため空欄となっているものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいま、税条例の一部改正の説明がなされました。条例改正の本文につきましては、非常に法に基づく条文、また町税条例の条文、附則の条文と、条文ばかりで中身がわからぬために説明資料が付されていると思いますけれども、非常にこの内容で理解できるのですが、それぞれの適用期日ごとに説明をされております。そういう意味で、説明を聞きながら改正条文の本文を見ますと、どこに条文があるのかというのがなかなか見当たらない部分が出てきます。できましたら、本文条例の改正と同じような順番で説明資料をつくっていただければ、改正条例と説明資料それぞれ見合せながら説明を聞くことができると思いますが、その辺、今後このような形で説明資料をつくっていただけるのか、まずお聞きしたいと思います。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 ただいま、御指摘のありましたとおり、わかりやすい説明資料をつくるて説明させていただきたいと思います。検討させていただきます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 もう一つお聞きしたいと思います。

4ページの上から4段目になりますけれども、「14年を経過した月」というのがあります。説明資料の附則第16条、「13年経過した」というふうにありますけれども、この14年と13年の違いはどこにあるのでしょうか。説明いただきたいと思います。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 今回の税制改正によりまして14年経過ということになりますが、それ以前については13年経過ということになります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●藤田議長 追加日程第12 議案第22号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 議案第22号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案につきましても、別紙、議案説明書により御説明いたします。議案説明書、5ページ、説明第2号をごらんください。

初めに、改正の趣旨ですが、本案につきましては、本年度の税制改正におきまして、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低

所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容についてであります、第2条第2項及び第23条の改正につきましては、課税限度額に関するものであります。改正内容は、保険税負担の公平を図る観点から、課税限度額を次のとおり改めるものであります。基礎課税額を現行の58万円から61万円に引き上げるものであります。

次に、第23条第2号及び第3号の改正は、軽減判定基準に関するものであります。改正内容は、中・低所得層の軽減対象世帯を拡大するため、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を次のとおり改めるものであります。5割軽減対象世帯につきましては、現行27万5,000円を28万円に、2割軽減対象世帯については、現行50万円を51万円にそれぞれ引き上げるものであります。

適用期日につきましては、いずれも平成31年4月1日であります。

なお、附則としまして、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月13日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおりに実施するよう答申されておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●藤田議長 追加日程第13 議案第23号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書、19ページをごらんください。

議案第23号物品の取得について御説明申し上げます。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

- 1、取得する物品名及び数量。パソコン150台。
- 2、取得の目的。庁内LANシステム端末機の更新。
- 3、契約の金額。2,255万円。内消費税等相当額205万円。
- 4、契約の方法。指名競争入札であり、4月24日に執行しております。
- 5、契約の相手方。帯広市西15条南28丁目1番地8、株式会社曾我、代表取締役、曾我浩昌。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所掌事務調査の申し出を日程に追加する件

●藤田議長 お諮りします。

先ほど、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第14とし、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

◎ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件

●藤田議長 追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣言

●藤田議長 これをもって、令和元年第1回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後 2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

副議長

臨時議長

署名議員

署名議員